

プレミアム付商品券を販売します



消費税率10%への引き上げが家計に与える影響を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、お得なお買い物ができるプレミアム付商品券を発行・販売します。

■**購入対象者**／次のいずれかに該当する方が対象です。

①**非課税者**：令和元年度住民税非課税者（課税基準日：平成31年1月1日）

※住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者を除く

②**子育て世帯**：3歳未満の子どもがいる子育て世帯の世帯主

※平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子

■**購入限度額**／

①**非課税者**：対象者1人あたり2万5千円分（販売額2万円）

②**子育て世帯**：子ども1人あたり2万5千円分（販売額2万円）

※①②両方とも当てはまる方はそれぞれの条件で購入可能です。

■**商品券の販売期間・使用期間**／

●**販売期間**：10月1日～令和2年2月28日

●**使用期間**：10月1日～令和2年3月31日

■**住民登録が必要**です

購入対象者へ7月中に個別でお知らせします。お知らせは住民登録されている住所に送付しますので、必ず住民登録を行ってください。転居の際は、郵便局へ転居届を忘れずに提出しましょう。

■**配偶者からの暴力(DV)を理由に避難されている方へ**

事情により基準日（平成31年1月1日）時点で住民票を移すことができなかった方は、事前の申し出により特例措置を受けることができますので、左記係までご相談ください。

■**「振り込み詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!**

申請内容に不明な点があった場合、町から問い合わせを行うことはありますが、商品券の引き換えにありたり町や国・道の機関が金融機関やコンビニなどのATMを操作するよくな依頼をしたり、手数料を求めることはありません。

不審な電話や郵便、メールを受け取った場合は、左記係や最寄りの警察にご連絡ください。

■**問い合わせ**／役場保健福祉課

会福祉係（1階④番窓口 ☎内線131）

国民年金保険料のお知らせ

■**保険料は納付期限までに納めましょう**

平成31年4月分から令和2年3月分までの国民年金保険料は、月額1万6410円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・書面・面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、延滞金が課されるだけでなく、強制徴収の手順に従い督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、納付義務のある方（※納付義務者）の財産を差し押さえることもあります。

※納付義務者：被保険者本人、連帯世帯主

■**保険料の免除について**

保険料を納め忘れた状態で、万一、障がいや死亡といった不慮の

事態に遭遇すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「学生納付特例制度」があります。令和元年度の受け付けは7月1日から開始され、令和元年7月分から令和2年6月分までの期間を対象として審査を行います。また、申請できる過去期間については、申請書を提出した日から2年1カ月前までになります。失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間があるという方は、一度ご相談ください。

なお、今年の4月1日から、出産をする女性に対し産前産後の国民年金保険料が免除されることになりました。免除される期間は「出産予定日」または「出産日の属する月の前日」から4カ月間となります。免除を受けることができるのは、国民年金第1号被保険者で、平成31年2月1日以降に出産の方が対象です。申請は出産予定日の6カ月前から可能です。また、出産後に申請することもできます。

■**申請先・問い合わせ**

●役場住民課年金保険係（1階②番窓口 ☎内線125）

●釧路年金事務所国民年金課（☎0154-22-5810）

国民健康保険税 税率と軽減内容が変わります

税率を改正しました

国民健康保険は、病気やけがをした時に安心して医療が受けられるよう、皆さんで支え合う制度です。平成30年4月から、それまで市町村ごとに運営してきた国民健康保険事業が、都道府県単位で財政運営されることになり、道から割り当てられた納付金の一部に、被保険者が納めた保険税を充てることとなりました。道から割り当てられた水準と本町の保険税の水準に大きな開きがあるため、今年も税率改正することとなりました。皆さんのご理解とご協力をお願いします。

＜国民健康保険税額＞①②③の合計が税額になります。

項目	区分	平成30年度	令和元年度	増減
① 医療給付費分	所得割率	4.25%	4.56%	0.31%
	資産割率	19.80%	17.60%	△2.20%
	均等割額	22,000円	23,000円	1,000円
	平等割額	24,500円	24,000円	△500円
	課税限度額	580,000円	610,000円	30,000円
② 後期高齢者支援金分	所得割率	2.41%	2.42%	0.01%
	均等割額	9,000円	9,500円	500円
	平等割額	8,500円	8,000円	△500円
	課税限度額	190,000円	190,000円	—
③ 介護納付金分	所得割率	2.20%	2.20%	—
	均等割額	10,000円	10,000円	—
	平等割額	10,500円	10,000円	△500円
	課税限度額	160,000円	160,000円	—

※所得割率は、前年の総所得金額から地方税法上の基礎控除額を控除した後の額に、税率をかけて算出します。

※資産割率は、今年度の固定資産税額に税率をかけて算出します。

所得の低い方への軽減措置を拡充します

所得が基準額を下回る場合は、国民健康保険税の均等割と平等割が、基準額に応じて7割・5割・2割軽減されます。この基準額を引き上げし、軽減対象者を拡大します。

＜軽減措置の基準額＞

軽減区分	平成30年度	令和元年度	内容
7割	33万円以下	33万円以下	変更なし
5割	33万円+27万5千円× (被保険者などの人数)	33万円+28万円× (被保険者などの人数)	対象者の拡大
2割	33万円+50万円× (被保険者などの人数)	33万円+51万円× (被保険者などの人数)	対象者の拡大

国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に納税義務者となる世帯主に送付します。

問い合わせ

- ・制度について／役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線123）
- ・税金について／役場税務課税務係（1階⑨番窓口☎内線152）

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和元年度の保険料と保険証の更新について



■ 7月に保険料額をお知らせします ■

令和元年度の保険料は、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割

一人当たりの額

50,205円

+

所得割

本人の所得に応じた額
(平成30年中の所得-33万円) ×

10.59%

=

1年間の保険料

【限度額62万円】

(100円未満切り捨て)

- ・今年度の保険料の上限額は、62万円になります。
 - ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

◆ 保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）

- ・軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
- ・被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
- ・昭和29年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	8割軽減	10,041円
33万円	8.5割軽減	7,530円
33万円+ (28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減	25,102円
33万円+ (51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	40,164円

※今年度から、軽減特例の見直しにより従前の9割軽減が「8割軽減」に変更になりました。

また、5割軽減・2割軽減の軽減判定所得が拡充されました。

※8.5割軽減に該当する方の軽減特例の見直しは、令和2年度に実施予定です。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がからず、制度加入から2年間のみ均等割が5割軽減となります(50,205円→25,102円)。

※被用者保険とは協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。

◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場住民課年金保険係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

■ 保険証が新しくなります

現在ご使用の桃色の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、だいたい色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和2年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場住民課年金保険係までお申し出ください。



新しい保険証はだいたい色です

■ 減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の水色の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象となる方は7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、役場住民課年金保険係へ申請してください。

減額認定証の交付要件（次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方）

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方） ・老齢福祉年金を受給されている方



新しい減額認定証は黄緑色です

■ 限度証（限度額適用認定証）も新しくなります

現在ご使用の水色の限度証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象となる方は7月中旬に限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、役場住民課年金保険係へ申請してください。

限度証の交付要件（次の3区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方）

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



新しい限度証は黄緑色です

問い合わせ／北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
 役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線125）

こんにちは
標茶児童館です

児童館に遊びに来てみませんか？

標茶児童館 利用方法

- 利用可能日時／
月～土曜日、午前9時～午後5時
※日曜・祝日、12月31日～1月5日は休み。
- 利用対象者／
乳幼児から高校生（幼児は保護者同伴）
※飲食禁止です。（水分補給のための飲み物・お茶・お水の持参はOK）
※詳細はお問い合わせください。

標茶児童館の施設内には、児童館と学童保育それぞれの部屋と、集団遊びや地域交流など一緒に活動できるホールがあります。ホールでは、バドミントン・卓球など体を使った遊びが楽しめます。幼児向けに、足こぎの車などもあり、元気に走り回ることが出来ます。室内遊びは、ままごとセット・ミニカー・大きなブロックのほか、オセロなどのボードゲームもあります。室内にはサークルスペースが



あり、乳児も遊ぶことができます。ベビーベッドもあるので授乳もできます。近くには、富士公園（たこ公園）や水路もあり、小魚・ザリガニ採りで自然と触れ合うことができます。来館する子どもたちは、友達や好きな遊びを見つけて楽しく過ごしています。時には勉強する姿も見られます。小さなお子さんとお父さん・お母さん・おじいちゃん・おばあちゃんなど、家族でゆとりと遊びに来ることのできる場所です。

■問い合わせ／標茶児童館
☎4885-2447

標茶児童館 年間の主な行事

- 5～6月 畑作り・種まき…児童館の裏にある小さな畑にジャガイモと枝豆を植えます。
- 7月 地域子ども教室…更生保護女性会の皆さんによる手作りおやつをいただきます。その後、ゲームをします。
- 7月・1月 じどうかんであそび隊…たんちょう大学との交流です。7月は室内ゲーム、1月はこまやけん玉などの昔の遊びとかるたをします。
- 10月 しゅうかく祭…いもだんごを作り、枝豆と一緒に食べます。
- 12月 おたのしみ会…ホットケーキ作りをします。

飲んで美味しい牛乳をさらに美味しく食べてもらいたい！

牛乳を食べよう！

標茶町で当地グルメプロジェクト考案レシピ その4



提供
標茶町で当地グルメプロジェクト

今月のレシピ ミルクカツ

標茶町で当地グルメプロジェクトは、しべちゃ牛乳を活用したレシピを考案・発信するグループです。

作 り 方

- ①牛乳豆腐に小麦粉、卵液、パン粉の順で衣を付ける。
- ②170～180℃に熱した油できつね色になるまで揚げ、器に盛って味付きカレーパウダーをふってから完成！

材 料（4人分）

- | | | | |
|-------------|------|-------------|----|
| ※牛乳豆腐…………… | 200g | 揚げ油…………… | 適量 |
| 小麦粉・卵液・パン粉… | 適量 | 味付きカレーパウダー… | 適量 |

※牛乳豆腐（200g）の作り方

鍋に牛乳1ℓと酢40～50mlを入れてから、火をかけ、さっと混ぜたら分離を待つ。水分（ホエイ）が透明になってきたら火からおろし、ガーゼを敷いた四角いザルに移して、平たく形成しながらプレスして水気を切る。

本町にお住まいの65歳以上の方へ

令和元年度介護保険料のお知らせ

広報しべちゃ6月号「後期高齢者医療制度のお知らせ」でご案内のとおり、今年10月に消費税が8%から10%に引き上げとなることを受け、第1段階から第3段階の介護保険料が軽減されることになりました。

＜介護保険料＞

段階	適用される対象者	平成30年度	令和元年度
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 町民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 生活保護者 町民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	30,900円	25,700円
第2段階	町民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超え120万円以下 の方	43,200円	38,700円
第3段階	町民税非課税世帯で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120万円超え の方	51,500円	49,700円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下 の方	60,400円	60,400円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが本人は町民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円超え の方	68,700円	68,700円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円未満 の方	85,800円	85,800円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円以上190万円未満 の方	92,700円	92,700円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 190万円以上400万円未満 の方	103,000円	103,000円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 400万円以上 の方	120,200円	120,200円

問い合わせ 役場保健福祉課介護保険係（1階⑥番窓口☎内線137）

～国民健康被保険者証が届きます～

現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日です。

7月19日ごろに新しい保険証を簡易書留で郵送します。保険証が届きましたら、現在お持ちの保険証と差し替えをお願いします。

有効期限を過ぎても、新しい保険証がお手元に届かない場合は、お問い合わせください。

問い合わせ 役場住民課年金保険係（1階②番窓口☎内線124）



森 カツヨさん
(旭)



長寿99歳
おめでとうございます

《令和元年5月該当》
掲載に同意いただいた方のみ掲載しています。

生活豆知識

還付金 詐欺に注意!



行政職員などを名乗る者からの「過払い金を返金する」との電話により、還付金の受け取り方法を誘導され、逆にお金をだまし取られる詐欺が全国的に多くあります。数年前から多く使われている手口ですが、発信元が行政職員を名乗っていることから、疑いなく話を聞いてしまう場合が多いです。また、ATMを用いることが多い詐欺のため、本町でも被害の出やすい詐欺といえます。

今回は還付金詐欺に遭わないよう、事例やアドバイスをご紹介いたします。

事例

行政職員を名乗る者からの電話で「医療費の還付金があるが、ATMを使用すれば手数料がからず受け取れる」と言われ、携帯電話を持ってスーパーのATMに行った。ATMの前で指示された番号に折り返し電話し、担当者から言われたとおり操作

をしたところ、他人の口座にお金を振り込んでしまった。

ひとことアドバイス

- ・「還付金がある(お金が返ってくる) + ATM」は詐欺です。
- ・役所や金融機関の職員が、ATMの操作を指示することはありません。
- ・還付金に関わる電話があった時は、必ず担当部署に電話し正式な手続きであるのかを確認しましょう。
- ・銀行の職員は、電話をしながらATMの操作をしている利用者など、消費者が詐欺被害に遭わないよう注意し確認していることが多いため、詐欺集団は銀行のATMに行かせたくない傾向にあります。コンビニやスーパーなどのATMを指定してきた場合は、注意するようにしましょう。
- ・不審な電話があった時は、証拠を残すために電話内容を録音し、相手に録音していると伝えることが効果的です。
- ・不審や不安に感じた時は一人で抱え込まず、気軽に左記相談窓口へ問い合わせください。

相談窓口

- ・役場観光商工課商工労働係(2階⑩番窓口 ☎内線251)
- ・釧路市消費生活センター(☎0154-24-3000)
- ・消費者ホットライン(☎188)

犬や猫の飼い方についてのお願い

犬や猫の飼い方について、多くの苦情が寄せられています。飼い主は、近隣住民の迷惑にならないよう、次の点に注意しましょう。

犬を飼っている方

- ・犬が逃げ出さないように、しっかりとつなぐか柵に入れましょう。
- ・散歩に連れて行く時は必ずリードを付け、袋などを携帯し、ふんの後始末を確実にしましょう。
- ・散歩の際の伸縮リードの扱いには、十分気を付けましょう。

猫を飼っている方

- ・交通事故や感染症防止、近隣住民へ迷惑をかけるいよう、猫を外に出さず、室内で飼うよう努めましょう。
- ・トイレは家の中でするようしつけましょう。
- ・猫に名札などを付けて世話をしていることを明らかにし、飼い主としての責任を果たしましょう。
- ・猫を無責任に増やさないよう注意しましょう。
- ・子猫は生まれてから半年

で子どもが産めるようになるので、避妊・去勢をせずに外に出すと、繁殖してどんどん増えてしまいます。

野良猫に餌を与えている方

- ・野良猫は野生動物と同じ扱いです。絶対に餌を与えないようにしてください。
- ・かわいそうだからと餌を与え続けると、周辺の野良猫も呼び集めて繁殖し、さらに野良猫が増えることとなります。増やさないことが何より大切です。
- ・民法では野良猫に餌を与えている人も飼い主とみなされ、その責任を問われる場合があります。
- ・猫は餌だけでは幸せになれません。「自分が飼い主」という自覚を持ち、ふん尿や毛の始末、繁殖管理、けがや病気の際は治療を受けさせるなど、生涯世話をする必要があります。

問い合わせ

- ・役場住民課環境衛生係(1階③番窓口 ☎内線127)

町立病院からのお知らせ

標茶町立病院 電話 485-2135

URL <http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/hospital/>

受付診療時間 受付時間／午前の部…午前8時45分～11時 午後の部…午後1時～3時45分
 ※自動再来受付機の稼働時間は午前7～11時、正午～午後3時45分です。
 診療時間／午前9時～午後4時45分

内科 ●毎週火曜日・水曜日は、午後休診です。(木曜日・金曜日の午後1～2時は、病棟回診のため診察をお待ちいただいております)

- 7月22日(月)～26日(金)は佐藤富士夫医師不在につき、佐藤泰男医師の診察となります。
- 8月5日(月)～9日(金)は佐藤泰男医師不在につき、佐藤富士夫医師の診察となります。
- 7月23日(火)～26日(金)および8月6日(火)～9日(金)は、午後休診となります。

外科 ●北大医学部消化器外科Iから原則1週間単位で出張医師が担当します。

- 毎週金曜日の受付時間は、午後3時までとなります。

産婦人科 ●町立中標津病院から島野敏司医師が担当します。

- 診療日／毎週月曜日の午後
 - 受付時間／午後1時～3時30分
 - 基本的に診察は予約制のため予約の方が優先となります。
- 受診日の5日前までに予約してください。

リハビリテーション科 ●予約制となっています。新患の方は、医師の診察後に受診日時を予約します。

※7月12日(金)の物理療法室はお休みとなります。

小児科 ●旭川医大小児科から出張医師が担当します。

☆7月の小児科診療受付時間／

	一般診療	予防接種 (事前予約が必要です)
	午前8:45～11:00	午後1:00～2:00
2日(火)	●	●
9日(火)	●	●
16日(火)	●	●
23日(火)	●	●
30日(火)	●	●

【予防接種】※《小児科/定期接種》の予約受付時間が、接種日前診療日の正午までに変更になりました。

《小児科/定期接種》●麻しん風しん混合・BCG・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・二種混合・日本脳炎・水痘の接種希望者は、**接種日前診療日の正午まで**に総合受付窓口または電話で申し込みください。(ワクチンの準備の都合上、お願いします)

- BCG以外の予防接種は、同時接種が可能です。同時接種の詳細は、病院に問い合わせください。

《16～20歳未満の日本脳炎》●対象の方で接種を希望される方は、1回目の接種はふれあい交流センターへ、2回目以降の接種は町立病院にそれぞれ1週間前までに申し込みください。

《子宮頸がん》●定期接種(中学1年～高校1年対象)・任意接種ともに、産婦人科での診療となりますので、上記日程を参照してください。ワクチン入荷日が確定次第、接種日を決定します。

《任意接種》●おたふくかぜ・定期接種以外の水痘・65歳以上の肺炎球菌・小児用肺炎球菌・麻しん・風しん・麻しん風しん混合は予約が必要となりますので、5日前までに総合受付窓口または電話で申し込みください。

※定期の予防接種についての詳細は、ふれあい交流センター健康推進係(☎485-1000)へ問い合わせください。

＝お願い＝町立病院は、救急指定病院として24時間体制で診療を行っていますが、医師の負担軽減のためにも、緊急に診断・治療が必要な方を除き、通常時間帯の受診をお願いします。